



鳥取県公報

平成16年10月5日(火)
第7626号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	南部箕輪屋広域連合規約の変更の許可 (737) (市町村振興課)	1
	生活保護法による介護機関の指定 (738) (福祉保健課)	1
	地籍調査に関する事業計画の変更 (739) (耕地課)	2
選管告示	選挙管理委員会の招集 (71)	2
公 告	平成16年度前期技能検定の合格者 (労働雇用課)	3
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (3件) (管理課)	7
	一般競争入札の実施 (病院局総務課)	16

告 示

鳥取県告示第737号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項の規定に基づき、南部箕輪屋広域連合の規約を変更することを平成16年9月28日許可したので、同条第2項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第5項の規定により告示する。

平成16年10月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第738号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年10月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所 在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の 所在地	居宅介護事業 の種類	指定年月日
社会福祉法人 羽合町社会福 祉協議会	東伯郡羽合町大字 長瀬584	社会福祉法人羽合町社 会福祉協議会指定福祉 用具貸与事業所	東伯郡羽合町大字 長瀬584	福祉用具貸与	平成16年7月 8日
株式会社ハビ ネライフケア	米子市久米町200	デイサービスセンター 高砂	米子市彦名町2078	通所介護	平成16年10月 1日

鳥取県告示第739号

地籍調査に関する県の計画に基づく平成16年度における事業計画の一部を次のとおり変更したので、告示する。

平成16年10月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行う者の名称	変更前後の別	調査地域	調査期間	調査面積(平方キロメートル)
若桜町	変更前	八頭郡若桜町大字浅井及び大字屋堂羅及び大字赤松の各一部	平成17年3月31日まで	0.68
	変更後	"	"	0.62
東郷町	変更前	東伯郡東郷町大字龍島及び大字旭の全部並びに大字川上、大字久見、大字田畑、大字中興寺、大字松崎及び大字藤津の各一部	"	1.53
	変更後	東伯郡東郷町大字龍島及び大字旭の全部並びに大字川上、大字久見、大字田畑、大字中興寺、大字松崎、大字藤津、大字引地、大字小鹿谷、大字宮内、大字野方、大字白石、大字方地、大字漆原及び大字北福の各一部	"	2.61
三朝町	変更前	東伯郡三朝町大字久原、大字曹源寺、大字上西谷、大字福本、大字穴鴨、大字下西谷、大字鎌田、大字余戸及び大字助谷の各一部	"	5.71
	変更後	"	"	5.79
岸本町	変更前	西伯郡岸本町口別所、久古、吉定、福岡、岸本、小林及び真野の各一部	"	1.12
	変更後	"	"	1.56
淀江町	変更前	西伯郡淀江町大字西原、大字福井、大字福頼、大字平岡、大字本宮及び大字西尾原の各一部	"	1.50
	変更後	西伯郡淀江町大字本宮及び大字西尾原の各一部	"	0.78
中山町	変更前	西伯郡中山町殿河内、羽田井、束積、八重、樋口及び栄田の各一部	"	1.62
	変更後	"	"	1.66
日南町	変更前	日野郡日南町矢戸、阿毘縁及び花口の各一部	"	6.55
	変更後	"	"	15.73

(注) 町の名称及び住所の表示は、平成16年5月25日におけるものを示す。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第71号

平成16年第13回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成16年10月5日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 日時 平成16年10月6日(水) 午後1時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 智頭町議会議員補欠選挙に係る審査申立ての審理
 - (2) その他

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により実施した平成16年度前期技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成16年10月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 1級技能検定合格者

造園

造園工事作業

中谷 陽介	藤原 啓憲	金築 直樹	山田 剛	平 浩一
杉本 賢治	古川 雅弘	館野 勝治	内藤 博樹	荒田 聰
桑原 正明	有田 正隆	北村 昭人	藤田 和幸	清水 真澄
前田 輝彦				

機械加工

平面研削盤作業

山本 寛夫	川合 弘志	岩本 学	中村 紀一	山田 瞳彦
-------	-------	------	-------	-------

数値制御旋盤作業

増田 健一

マシニングセンタ作業

堀 多生

金属プレス加工

金属プレス作業

河口 修

鉄工

構造物鉄工作業

西脇 純	前畠 渉	前畠 正樹
------	------	-------

建築板金

内外装板金作業

徳本 浩幸	神谷 大志	梶川 孝夫	長谷 孝浩	西村 隆司
綿田 智行	富田 哲章	田所 稔	三谷 敏	吉本 賢二

松岡 三郎 伊中 久雄 須 真二 津田 信夫 友森 章
 ダクト板金作業
 竹内 孔
 建設機械整備
 建設機械整備作業
 松本 保
 布はく縫製
 ワイシャツ製作業
 野口みゆき
 家具製作
 家具機械加工作業
 多林 一心 青木 茂雄
 建具製作
 木製建具機械加工作業
 吉村 政秋
 プラスチック成形
 射出成形作業
 領家 恒
 石材施工
 石張り作業
 米原 勲 西本 猛 山室 勝俊 石井 達也 上田 隆司
 とび
 とび作業
 山本 俊徳 中尾 真人 田中 薫 山本 博文 江原 賴一
 渋谷 厚 道田 勝利 岸上 龍也 房安 順次
 左官
 左官作業
 山本 康之 西尾 徹 影山 実 能見 春雄
 置製作
 置製作作業
 吉村 祐一 小泉 淳一 徳田 浩司
 防水施工
 ウレタンゴム系塗膜防水工事作業
 中原 透
 F R P 防水工事作業
 畑上 守 岩山 雄一 井汲 昌宏 田原 隆次 富山 毅
 重歳 英男 吉岡 純一
 内装仕上げ施工
 プラスチック系床仕上げ工事作業
 杉本 圭市
 鋼製下地工事作業
 尾崎 友治 平木 健一 岡本 晃多 渡邊 健一 三吉 博之
 宮本 和行
 ボード仕上げ工事作業

高木 教之 福井 輝彦 宇田川建雄

熱絶縁施工

保温保冷工事作業

山本 毅 政本好太郎 青木 孝寿 石飛 崇 西村 健一

サッシ施工

ビル用サッシ施工作業

佐々木 保

表装

壁装作業

大谷 益輝 田中 秀幸 稲木 隆 吉田 修

塗装

建築塗装作業

田中 卓 河本 猛 上村 成二 西村 浩文 蔵光 翔二

森本 良雄

フラワー装飾

フラワー装飾作業

岡野 光

2 2級技能検定合格者

造園

造園工事作業

山本 典男 中原 章雄 三神 守男 高本 政明 福本 一敬

大和田道之 塚野 範嗣 山根 律男 影井 正文 石川 真悟

藤原 敏雄 岩田 健治

機械加工

フライス盤作業

入江 大輔

平面研削盤作業

音田 隆彦 谷川 嘉章 谷本 純一 上根 崇 谷口 聰

山中 敦司

マシニングセンタ作業

林 信男

放電加工

ワイヤ放電加工作業

藤田 章弘 西浦 貴士

金属プレス加工

金属プレス作業

石賀 豊 山根 厚 平野 広 福田 学 奥村 亮

建築板金

内外装板金作業

遠藤 修一 長田 晴二 重道 敏樹 木村 直樹 日谷 修

清水 泰王 入江 進 松島 健 平田 雄一 大川 直行

和田 一樹

電子機器組立て

電子機器組立て作業

小谷 賢子

鉄道車両製造・整備

内部組立作業

長谷川 彰 森下 剛二 森安 清太 森 忍

建設機械整備

建設機械整備作業

裏坂 龍生 上田 浩 山澤 和也 松下 聰一 藤谷 和幸
上田 和哉 伊藤 誠

布はく縫製

ワイヤツ製作業

福島さやか 松浦加奈子 細田かおり 渡部 紀子 江田 知子
池田麻紀子 小笠 彰 森田 成彦 林 みゆき

プラスチック成形

射出成形作業

村尾 慎哉 檀 公大

石材施工

石張り作業

姫田 真人

とび

とび作業

前田 義隆 宇山 晃太 加藤 敏生 原 直樹 矢野庸次郎
富田 知史

左官

左官作業

藤原 純 会見 勝弘 小林 朋紀 手島 智美 谷岡 元樹
佐々木則道 金田 純一

畳製作

畳製作作業

田村 嘉康 吉田 政司 西田 元樹 後藤 展康

内装仕上げ施工

プラスチック系床仕上げ工事作業

岸下 昌樹

熱絶縁施工

保温保冷工事作業

竹中 昭 小泉 達

表装

壁作業

松本 哲志 黒川 泰弘 深田 博史 的地 晋平 福田 幸生
吉岡 聰

塗装

建築塗装作業

濱 敏広 荒田 忠明 藤原 敏明 米村 清志 大岡 康臣
青木 隆 岡本 雄充 岸田 秀也 福島 友明 加藤 潤也
田中 勝美

公告美術仕上げ

公告面粘着シート仕上げ作業

松島 祐一

フラワー装飾

フラワー装飾作業

浜本 裕子 窪田 恵 遠藤 昭宏

3 単一等級技能検定合格者

路面標示施工

溶融ペイントハンドマーカー工事作業

森原 陽 株本 史郎 橋本 克義 寺澤 宏人 持永 典浩
古志野 清

加熱ペイントマシンマーカー工事作業

岸 雅之 岡田 協寿 田中 一彦 松島 大輔 河本 昇二

産業洗浄

高圧洗浄作業

山田 伸隆 花房 俱美 藤原 和美 重塚 儀之 椎木 昭典
米原 昭徳

調達公告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成16年10月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工事名 一般国道313号(北条倉吉道路)道路改良工事(5工区)(下神高架橋上部工)

(2) 工事場所 東伯郡北条町下神

(3) 工事内容

本件工事は、特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)による共同施工により、一般国道313号の下神高架橋の上部工を製作し、架設する工事である。

(4) 工事の規模、構造等

橋梁上部工

ポストテンション方式2径間連結T桁

L = 75.5メートル

W = 17.5~22.1メートル

桁 製作 20本

桁 架設 20本

横組工 一式

連結工 一式

支承工 一式

付属物工 一式

(5) 工期 着工日から375日間

(6) 予定価格 372,768,900円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体が、2者により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成16年10月5日（火）から同月13日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

ウ 平成16年4月1日（木）から同年10月13日（水）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

エ 各構成員が、本件工事に係る入札（以下「本件入札」という。）において他の共同企業体の構成員でないこと。

オ 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 土木工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

イ 平成14年鳥取県告示第367号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）又は平成15年鳥取県告示第442号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）（以下これらを「入札参加資格告示」という。）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、プレストレスト・コンクリート工事に係るものを作ること。

ウ 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成14年10月1日から平成15年9月30日（合併、分割又は営業の譲渡の期日等を審査基準日とした経営事項審査にあっては、平成16年10月13日）までの間にあるものに限る。）の結果におけるプレストレスト・コンクリート工事業の総合評定値が1,150点以上であること。

エ 平成7年度以降に工事が完成し、引渡しの完了しているPC連結桁橋（道路橋に限る。）の上部工の桁の製作から架設までの一連の工事（以下「同種工事」という。）を元請として施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者として施工したものに限る。

オ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事における架設を実施する期間中、監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

（ア）申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料の提出のあった日以前の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者であること。

（イ）平成7年度以降に同種工事を元請として施工した者の監理技術者又は主任技術者（以下「技術者等」という。）として当該同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、代表者の構成員の技術者等として施工管理したものに限

る。

(ウ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。

(工) 土木工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 県内に本店を有する者であること。

イ 土木工事業について、建設業法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

ウ 入札参加資格のうち、一般土木工事のA級に係るものを作成し、かつ、入札参加資格告示4による資格決定通知書に記載された一般土木工事における総合点数が1,100点以上であること。

エ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事における架設を実施する期間中、主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

(ア) (3)のオの(ア)の基準を満たす者であること。

(イ) 主任技術者にあっては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。

(ウ) 監理技術者にあっては、(3)のオの(ウ)及び(工)の基準を満たす者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料等作成要領の交付

技術資料等作成要領は、平成16年10月5日（火）から同月13日（水）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujiyouhou/doboku/mokujii.htm>）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成16年10月5日（火）から同月13日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）

八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課

米子市糀町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課

日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料等作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、指名審査委員会に諮り審査し、本件入札に参加できる共同企業体を指名するものとする。なお、本件入札の期日、場所等は、当該指名の際に通知する。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県国土整備部管理課建設業課（電話番号0857-26-7343）とする。
- (2) 技術資料等が提出されることをもって、提出者に本件入札に参加する意思があるものとみなす。
- (3) 技術枝料等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 技術資料等の提出は、本件入札への参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があつても指名されるとは限らない。
- (5) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。
- (6) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (7) 提出された技術資料等は、提出者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (8) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った共同企業体とする。ただし、その共同企業体の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその共同企業体と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもつて入札をした他の共同企業体のうち最低の価格をもつて入札をした者を落札者とする。
- (9) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の10分の2以下の額とする。
- (10) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事における架設を実施する期間中、2の(3)のオの監理技術者及び2の(4)の工の主任技術者又は監理技術者に加え、2の(3)のオの(ア)及び(ウ)に掲げる基準を満たす者を1名専任で配置することを求める。この場合においては、その者が共同企業体のどの構成員に属するかを問わない。
- (11) 技術資料等を提出する共同企業体が1つしかない場合は、本件入札を中止する。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成16年10月5日

鳥取県知事 片 善 博

1 工事概要

- (1) 工事名 一般国道313号（北条倉吉道路）道路改良工事（10工区）（下神高架橋上部工）
(2) 工事場所 東伯郡北条町下神
(3) 工事内容

本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工により、一般国道313号の下神高架橋の上部工を製作し、架設する工事である。

- (4) 工事の規模、構造等

橋梁上部工

プレテンション方式単純T桁

L = 24.2メートル

W = 21.2 ~ 22.9メートル

桁 購入 25本

桁 架設 25本

横組工 一式

支承工 一式

付属物工 一式

(5) 工期 平成16年10月から平成17年3月25日まで

(6) 予定価格 135,181,200円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体が、2者により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成16年10月5日（火）から同月13日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

ウ 平成16年4月1日（木）から同年10月13日（水）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

エ 各構成員が、本件工事に係る入札（以下「本件入札」という。）において他の共同企業体の構成員でないこと。

オ 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 本件工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

イ 平成14年鳥取県告示第367号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）又は平成15年鳥取県告示第442号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）（以下これらを「入札参加資格告示」という。）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、プレストレスト・コンクリート工事に係るものを作ること。

ウ 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成14年10月1日から平成15年9月30日（合併、分割又は営業の譲渡の期日等を審査基準日とした経営事項審査にあっては、平成16年10月13日）までの間にあるものに限る。）の結果におけるプレストレスト・コンクリート工事業の総合評定値が1,150点以上であること。

エ 平成7年度以降に工事が完成し、引渡しの完了しているPC橋（道路橋に限る。）の上部工の^{けた}桁の製作から架設までの一連の工事（以下「同種工事」という。）を元請として施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者として施工したものに限る。

オ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事における架設を実施する期間中、監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

（ア）申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料の提出のあった日以前の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者であること。

(イ) 平成7年度以降に同種工事を元請として施工した者の監理技術者又は主任技術者（以下「技術者等」という。）として当該同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、代表者の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。

(ウ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。

(エ) 土木工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 県内に本店を有する者であること。

イ 土木工事業について、建設業法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

ウ 入札参加資格のうち、一般土木工事のA級に係るものを作成し、かつ、入札参加資格告示4による資格決定通知書に記載された一般土木工事における総合点数が1,100点以上であること。

エ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事における架設を実施する期間中、主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを作成すること。

(ア) (3)のオの(ア)の基準を満たす者であること。

(イ) 主任技術者にあっては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。

(ウ) 監理技術者にあっては、(3)のオの(ウ)及び(エ)の基準を満たす者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料等作成要領の交付

技術資料等作成要領は、平成16年10月5日（火）から同月13日（水）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成16年10月5日（火）から同月13日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）

八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課

米子市糀町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課

日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料等作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアと同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、指名審査委員会に諮り審査し、本件入札に参加できる共同企業体を指名するものとする。本件入札の期日、場所等は、当該指名の際に通知する。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県国土整備部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。
- (2) 技術資料等が提出されることをもって、提出者に本件入札に参加する意思があるものとみなす。
- (3) 技術資料等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 技術資料等の提出は、本件入札への参加の意向を確認するものであつて、技術資料等の提出があつても指名されるとは限らない。
- (5) 技術資料等その他提出された資料は、返却しない。
- (6) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (7) 提出された技術資料等は、提出者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (8) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行つた共同企業体とする。ただし、その共同企業体の入札価格によつては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその共同企業体と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもつて入札をした他の共同企業体のうち最低の価格をもつて入札をしたものを落札者とする。
- (9) 入札価格によつては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。
- (10) 入札価格によつては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事における架設を実施する期間中、2の(3)の才の監理技術者及び2の(4)の工の主任技術者又は監理技術者に加え、2の(3)の才の(ア)及び(ウ)に掲げる基準を満たす者を1名専任で配置することを求める。この場合においては、その者が共同企業体のどの構成員に属するかを問わない。
- (11) 技術資料等を提出する共同企業体が1つしかない場合は、本件入札を中止する。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成16年10月5日

鳥取県知事 片 善 博

1 工事の概要

(1) 工事名 県営奥日野地区広域農道（豊栄2号橋梁上部工）工事

(2) 工事場所 日野郡日南町豊栄

(3) 工事内容

本件工事は、日野郡日南町豊栄地内の広域農道の2号橋梁上部工の製作及び架設を行うものである。

(4) 工事の規模、構造等

鋼橋製作架設 一式

形 式 2径間連続非合成鉄筋

橋 長 L = 86.0メートル

鋼 重 W = 136.4トン

(5) 工期 着工日から275日間

(6) 予定価格 78,592,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 鋼構造物工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

(3) 平成14年鳥取県告示第367号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）又は平成15年鳥取県告示第442号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、鋼橋工事に係るものを有すること。

(4) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成14年10月1日から平成15年9月30日（合併、分割又は営業の譲渡の期日等を審査基準日とした経営事項審査にあっては、平成16年10月14日）までの間にあるものに限る。）の結果における鋼橋上部工事の総合評点が1,000点以上であること。

(5) 平成16年10月5日（火）から同月14日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(6) 平成16年4月1日（木）から同年10月14日（木）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

(7) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(8) 平成7年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している鋼橋の上部工の桁製作から架設までの一連の工事（以下「同種工事」という。）を元請として受注した実績があること。^{けた}ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

(9) 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

ア 主任技術者にあっては、次に掲げる基準を満たすこと。

(ア) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料の提出のあった日の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者であること。

(イ) 同種工事を元請として施工した者の監理技術者又は主任技術者（以下「技術者等」という。）として同種工事を施工管理した実績を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員の技術者等として同種工事を施工管理した実績については、出資比率が20パーセント以上の構成員として施工管理したものに限る。

(ウ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。

イ 監理技術者にあっては、次に掲げる基準を満たすこと。

(ア) アの(ア)及び(イ)に掲げる基準を満たすこと。

(イ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者であり、かつ、鋼構造物工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成16年10月5日（火）から同月14日（木）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokujii.htm>）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成16年10月5日（火）から同月14日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県国土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方国土整備局総務課（東部総合事務所内）
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方国土整備局総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所国土整備局建設総務課
米子市糀町一丁目160	鳥取県西部総合事務所国土整備局建設総務課
日野郡日野町根雨140-1	鳥取県日野総合事務所国土整備局建設総務課

（2）技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所国土整備局建設総務課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

（3）技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県日野総合事務所国土整備局建設総務課建設業係（電話番号0859-72-2023）とする。
- (2) 技術資料が提出されることをもって、提出者に本件入札に参加する意思があるものとみなす。
- (3) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があつても指名されるとは限らない。
- (5) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。
- (6) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (7) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (8) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもつて入札をした他の者のうち最低の価格をもつて入札をした者を落札者とする。
- (9) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。
- (10) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本

件工事の施工期間中、2の(9)に掲げる主任技術者又は監理技術者に加え、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者を専任で配置することを求める。

- (11) 技術資料を提出する者が1者のみの場合は、当該入札を中止する。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年10月5日

鳥取県営病院事業者管理者 三 原 基 之

1 調達内容

- (1) 調達物品の名称及び数量

マルチスライスCT撮影装置 一式

- (2) 調達物品の仕様等

入札説明書による。

- (3) 納入期限

平成16年12月10日（金）

- (4) 納入場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

- (5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 平成15年鳥取県告示第669号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち、医療・理化学機器類に係るもの有すること。

- (3) 平成16年10月5日（火）から同年11月16日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

- (4) 薬事法（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定による医療用具の販売業の届出を行っている者であること。

- (5) この公告に示した物品を1の(3)の納入期限までに1の(4)の納入場所に確実に納入することができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局経営課

4 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局経営課用度係

電話 0857 - 26 - 2271 (内線2211)

(2) 入札説明書の交付方法

(1) の場所で平成16年10月5日(火)から同年11月9日(火)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後4時までの間交付する。

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)に限るものとし、(1)の場所に郵送すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成16年11月16日(火)午後2時(郵便による入札書の受領期限は、同日正午)

鳥取県立中央病院 第6会議室(2階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加しようとする者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成16年11月9日(火)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「規程」という。)、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者であって、規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Multislice CT System, 1 Set

(2) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 : 00 PM 9, November, 2004

(3) Date and time for tender submission : 2 : 00 PM 16, November, 2004

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 0 : 00 PM 16, November, 2004

(4) Please contact : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Chuo Hospital
730 Edu, Tottori - shi, Tottori 680 - 0901 Japan TEL : 0857 - 26 - 2271 ex.2211

